役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 白寿会

### 役員及び評議員の報酬等に関する規程

#### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会役員、及び評議員の報酬等について定めるものである。

#### (定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事をいう。

#### (理事会・評議員会への出席)

- 第3条 役員及び評議員が理事会・評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償 費を支払うことができる。
  - 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### (理事の報酬)

- 第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務の執行にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
  - 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### (監事の報酬)

- 第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または財産の運営状況等の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
  - 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### (評議員の報酬)

- 第6条 評議員が評議員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務 の執行にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
  - 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### (出張旅費)

- 第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
  - 2 旅費は、実費を支給する。
  - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
  - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
  - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、 出張終了後精算することができる。

#### (改 定)

第8条 本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、平成16年10月29日から施行する。

- この規程は、平成19年11月26日から施行する。
- この規程は、平成20年10月29日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

# 別表1

| 名称        | 報酬     | 実費弁償   |
|-----------|--------|--------|
| 理事会出席報酬等  | 9,000円 | 2,000円 |
| 評議員会出席報酬等 | 9,000円 | 2,000円 |

# 別紙2

| 名称        | 報 酬      | 実 費 弁 償 |
|-----------|----------|---------|
| 理事業務報酬等   | 13,000 円 | 2,000円  |
| 監事監査指導報酬等 | 13,000 円 | 2,000円  |
| 評議員業務報酬等  | 13,000 円 | 2,000円  |

# 別紙3

| 旅費 | 宿泊費      | 報酬 1 日   | その他 |
|----|----------|----------|-----|
| 実費 | 15,000 円 | 10,000 円 | 実費  |